第6章 臨海部特例区域

6.1 概要

都道府県知事の確認を受けた土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(以下「施行管理方針」という。)に基づいて行う、特定有害物質による汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来し、かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地の形質の変更は、事前の届出を要さないこととした。また、当該土地の形質の変更を行った者は、1年ごとに、その期間中に行った土地の形質の変更に関する事項を都道府県知事に届け出なければならないこととした(法第12条第1項第1号及び第4項、規則第52条の3)。

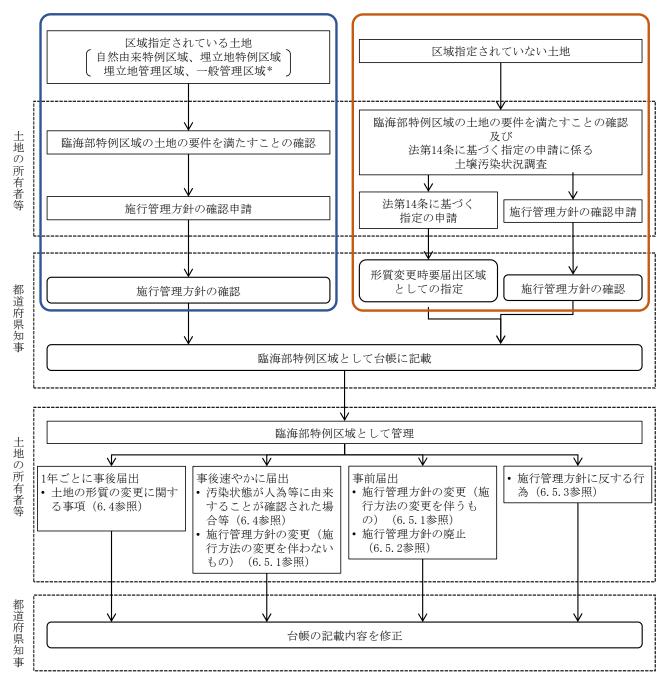
これは、都市計画法で規定される工業専用地域では、工場が立地していることから土壌汚染の可能性はあるものの、臨海部にあっては一般の居住者による地下水の飲用及び土壌の直接摂取による健康リスクが低いと考えられ、産業活性化及び土地の有効利用のためにも、人の健康へのリスクに応じた規制とする観点から、特例制度を設けたものである(通知の記の第4の2(3)③ア(イ))。

臨海部特例区域の指定を受けることにより土地の所有者等に発生するメリットは、土地の形質の変更を実施する際の都度の事前届出(法第 12 条第 1 項)が必要なくなり、1 年ごとにまとめてそれらの事項を事後届出できるようになる点である。

臨海部特例区域に関する制度の流れを図 6.1-1 に示す。すでに形質変更時要届出区域の指定を受けている土地について臨海部特例区域を希望する土地の所有者等は、当該地が臨海部特例区域の土地の要件を満たすかを調査した後、施行管理方針の確認を都道府県知事へ申請する。都道府県知事は届出された内容について確認を行い、所定の条件を満たす場合は、臨海部特例区域である旨を台帳に記載する。また、区域指定されていない土地においても、土壌汚染状況調査と同じ方法で汚染状態の調査を行い、法第 14 条に基づく指定の申請とともに、施行管理方針の確認申請を行うことができる。

臨海部特例区域に指定された後は、施行管理方針に基づく土地の形質の変更を行い、その内容については、1年ごとに都道府県知事に対して事後届出を行う。人為等由来の汚染が確認された場合や汚染の拡散が確認された場合には、別途速やかに届出を行う必要がある。また、施行管理方針を変更する場合、あるいは、施行管理方針を廃止して臨海部特例区域の全部又は一部について、その適用をやめる場合は、都道府県知事への届出が必要である。一方、都道府県知事は、確認を受けた施行管理方針に反する行為等が行われたと認めるときは、当該確認を取り消すことができる。

なお、臨海部特例区域においては、土地の形質の変更の事前届出(法第12条第1項)は必要なくなるが、汚染土壌を区域外へ搬出する場合の届出(法第16条第1項)については、汚染土壌の搬出に着手する14日前までに都道府県知事に提出する必要があることに留意されたい。



*表6.2.1-1右欄(汚染が専ら水面埋立て土砂に由来するものの要件)の①を満たす土砂で埋め立てられた 一般管理区域

図 6.1-1 臨海部特例区域に関する制度の流れ

6.2 臨海部特例区域の土地の要件

臨海部特例区域の土地の要件は、特定有害物質による汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来し、かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことである(通知の記の第4の2(3)③ア(中))。

6.2.1 汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来するものの要件

汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来するものの要件を表 6.2.1-1 に示す。

表 6.2.1-1 汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来するものの要件

汚染が専ら自然に由来するものの要件 (規則第49条の4第1号)

次のいずれにも該当すると認められること

- ①施行管理方針の確認に係る土地を含む形質変 更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の 種類が第二種特定有害物質(シアン化合物を除 く。)であること。
- ②施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定 有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。
- ③施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定 有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に 適合するものであること。
- ④施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定 有害物質による汚染状態が土地の造成に係る 水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由 来するおそれがない土地、土地の造成に係る水 面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれ がない土地であって人為等に由来する汚染の おそれがない若しくは少ない土地、又は、土壌 汚染状況調査若しくはそれに準じた方法によ り調査した結果、土地の造成に係る水面埋立て に用いられた土砂及び人為等に由来する土地 でないと認められる土地であること。

汚染が専ら水面埋立て土砂に由来するものの要 件

(規則第49条の4第2号)

次のいずれにも該当すると認められること

- ①水面埋立てに用いられた土砂が次のいずれか に該当すること。
- (1)大正11年4月10日以降に公有水面埋立法に よる埋立て又は干拓の事業により造成が開始 された土地(廃棄物が埋め立てられている場 所を除く。)であって、当該造成時の水面埋立 てに用いられた土砂であること。
- (2) 大正 11 年4月9日以前に水面の埋立て又は 干拓の事業により造成が開始されたことが明 らかな土地 (廃棄物が埋め立てられている場 所を除く。)であって、当該造成時の水面埋立 てに用いられた土砂であること。
- (3)(1)又は(2)の土地と隣接する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)であって、(1)又は(2)の事業と同一の事業により造成が開始された土地における当該(1)又は(2)の造成時の水面埋立てに用いられた土砂と同一の土砂であること。
- ②施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定 有害物質による汚染状態が人為等に由来する おそれがない土地、人為等に由来するおそれが ある土地であって汚染のおそれの区分がない 若しくは少ない土地、又は、土壌汚染状況調査 若しくはそれに準じた方法により調査した結 果、人為等に由来する土地でないと認められる 土地であること。

図 6.2.1-1 に「汚染のおそれが自然に由来する土地」が臨海部特例区域になるための要件のイメージを示す(この図は、特に表 6.2.1-1 左欄「汚染が専ら自然に由来するものの要件」の④(図中の要件 A の④)を説明するものである)。

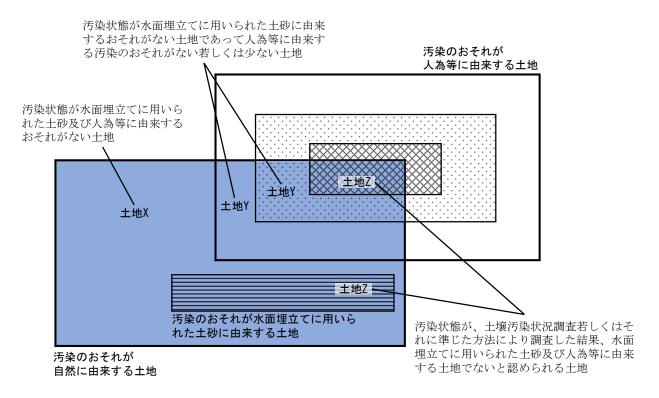
図中の「汚染のおそれが自然に由来する土地」、「汚染のおそれが水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地」、「汚染のおそれが人為等に由来する土地」とは、規則第3条第6項の汚染のおそれの由来に応じて区分した土地に相当する。

「汚染のおそれが自然に由来する土地」が要件 A の①~③を満足し、かつ、要件 B (6. 2. 2 参照)を満足する場合、その範囲にある以下の土地は、要件 A の④を満足するため、臨海部特例区域になることができる(図 6.2.1-1)。

- ・ 汚染状態が水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来するおそれがない土地 (土地 X)
- ・ 汚染状態が水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがない土地であって人為等に由 来する汚染のおそれがない若しくは少ない土地(土地 Y)
- ・ 汚染状態が、土壌汚染状況調査若しくはそれに準じた方法により調査した結果、水面埋立て に用いられた土砂及び人為等に由来する土地でないと認められる土地(土地 Z)

なお、「汚染のおそれが自然に由来する土地」が自然由来特例区域である場合は、要件A の①~ ③を満足することは自明である。

「汚染のおそれが自然に由来する土地」が要件Aの①~③を満足し、かつ、要件Bを満足する場合、土地X、土地Y及び土地Zは要件Aの④を満足するため、臨海部特例区域になれる。



凡例

: 汚染のおそれが自然に由来する土地

■ :汚染のおそれが水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地

🐼 : 土壌汚染(人為等由来)が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

【∷∷】: 土壌汚染(人為等由来)が存在するおそれが少ないと認められる土地

: 土壌汚染(人為等由来)が存在するおそれがないと認められる土地

臨海部特例区域の土地の要件 (汚染が専ら自然に由来する場合)

要件A(汚染が専ら自然に由来するものの要件(規則第49条の4第1号))

次のいずれにも該当すること

- ① 形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)であること。
- ② 汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。
- ③ 汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。
- ④ 汚染状態が水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来するおそれがない土地、水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがない土地であって人為等に由来する汚染のおそれがない若しくは少ない土地、又は、土壌汚染状況調査若しくはそれに準じた方法により調査した結果、水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来する土地でないと認められる土地であること。

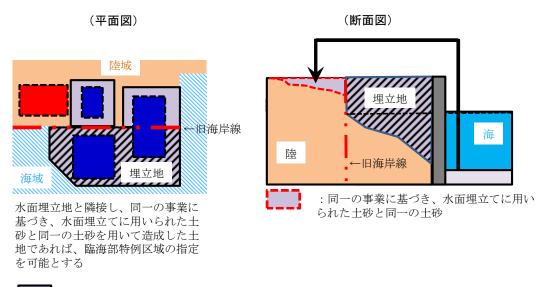
要件B(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地であることの要件(規則第49条の5)) (6.2.2参照) 次のいずれにも該当すること

- ① 工業専用地域又は工業専用地域と同等の用途規制が条例により行われている工業港区である。
- ② 当該土地から地下水の下流側にある海域までの間に工業専用地域等以外の地域がない。

図 6. 2. 1-1 汚染のおそれが自然に由来する土地が臨海部特例区域になるための要件のイメージ

汚染が専ら水面埋立て土砂に由来するものの要件には、公有水面埋立法施行以前(大正 11 年 4 月 9 日以前)に造成が開始された土地も含まれており(表 6.2.1-1 の右欄の① (2))、他の要件を満足すれば、臨海部特例区域の指定を受けることができる。都道府県知事は、土地の所有者等が申請時に提出する資料(過去の地形図や埋立ての記録、その他の資料)を確認し、当該土地が水面を埋立て又は干拓により造成された土地であるか否かを判断する。

陸地であっても、同一の事業に基づき、隣接する水面埋立地の埋立て事業に用いられた基準不適合土壌と同一の土砂を用いて、造成した土地であれば、臨海部特例区域の土地の要件(表 6. 2. 1-1 の右欄の①(3))を満たす(図 6. 2. 1-2)。同一の事業については、都道府県知事は土地の所有者等が提出する工事記録(施工写真と施工図・土砂の移動の記録等)、空中写真、過去の地形図、市史、社史、古文書等を確認し、適切と認められるものについては同一の事業であると判断する。同一の土砂についても、土地の所有者等が提出する工事記録(施工写真と施工図・土砂の移動の記録等)、市史、社史、古文書等に記載された内容により、盛土された土砂が周辺の埋立地に用いられた土砂と同一であるか否かを判断する。



: 水面埋立地と隣接し、同一の事業に基づき、水面 埋立てに用いられた土砂と同一の土砂を用いて造成した土地

: 臨海部特例区域として指定可能な範囲の例 : 臨海部特例区域として指定できない範囲の例

図 6.2.1-2 水面埋立地と隣接し、同一の事業に基づき、水面埋立てに用いられた土砂と同一の 土砂を用いて造成した土地の扱い

図 6.2.1-3 の左側に「汚染のおそれが水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地」が臨海部特例区域になるための要件のイメージを示す(この図は、特に表 6.2.1-1 右欄「汚染が専ら水面埋立て土砂に由来するものの要件」の②(図中の要件 A の②)を説明するものである)。

図中の「汚染のおそれが自然に由来する土地」、「汚染のおそれが水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地」、「汚染のおそれが人為等に由来する土地」とは、規則第3条第6項の汚染のおそれの由来に応じて区分した土地に相当する。ただし、ここでの「汚染のおそれが水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地」には、公有水面埋立法施行以前(大正11年4月9日以前)に造成が開始された土地を含めることができる。また、「隣接する土地」は、水面埋立地に隣接した造

成地であり、要件を満足すれば臨海部特例区域になれる土地である。

「汚染のおそれが水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地」が要件 A の①(1)又は(2)を満足し、かつ、要件 B (6.2.2 参照)を満足する場合、その範囲にある以下の土地は、要件 A の②を満足するため、臨海部特例区域になることができる(図 6.2.1-3)。

- ・ 汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地(土地 X)
- ・ 汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって汚染のおそれの区分がない若しく は少ない土地(土地 Y)
- ・ 汚染状態が、土壌汚染状況調査若しくはそれに準じた方法により調査した結果、人為等に由 来する土地でないと認められる土地(土地 Z)

なお、「汚染のおそれが水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地」が埋立地特例区域である場合は、要件A の $\mathbb{Q}(1)$ を満足することは自明である。

図 6.2.1-3 の右側に「隣接する土地」が臨海部特例区域になるための要件のイメージを示す(この図は、特に表 6.2.1-1 右欄「汚染が専ら水面埋立て土砂に由来するものの要件」の②(図中の要件 A の②)を説明するものである)。

「隣接する土地」が要件Aの $\mathbb{O}(3)$ を満足し、かつ、要件B(6.2.2 参照)を満足する場合、その範囲にある以下の土地は、要件Aの \mathbb{O} を満足するため、臨海部特例区域になることができる。

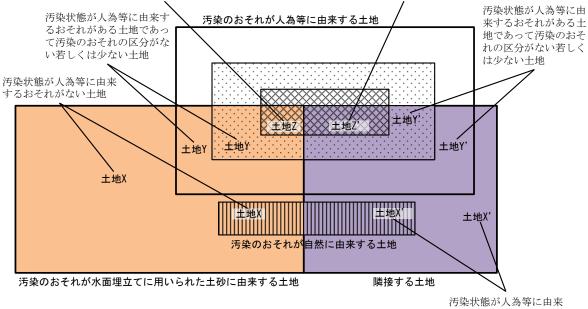
- ・ 汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地(土地 X')
- ・ 汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって汚染のおそれの区分がない若しく は少ない土地(土地 Y')
- ・ 汚染状態が、土壌汚染状況調査若しくはそれに準じた方法により調査した結果、人為等に由 来する土地でないと認められる土地(土地 Z')

なお、「隣接する土地」は、水面埋立地ではないため埋立地特例区域又は埋立地管理区域の指定を受けることができない土地である。当該土地が臨海部特例区域の申請の時点で区域指定を受けている場合、その区域の種類は一般管理区域である。

「汚染のおそれが水面埋立てに用いられた土砂に 由来する土地」が要件Aの①(1)又は(2)を満足し、 かつ、要件Bを満足する場合、土地X、土地Y及び 土地Zは、要件Aの②を満足するため、臨海部特例 区域になれる。

「隣接する土地」が要件Aの①(3)を満 足し、かつ、要件Bを満足する場合、土 地X'、土地Y'及び土地Z'は、要件A の②を満足するため、臨海部特例区域 になれる。

汚染状態が、土壌汚染状況調査若しくはそ れに準じた方法により調査した結果、人為 等に由来する土地でないと認められる土地 汚染状態が、土壌汚染状況調査若しくはそ れに準じた方法により調査した結果、人為 等に由来する土地でないと認められる土地



するおそれがない土地

凡例

: 汚染のおそれが水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地

: 隣接する土地

: 汚染のおそれが自然に由来する土地

・土壌汚染(人為等由来)が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

: 土壌汚染(人為等由来)が存在するおそれが少ないと認められる土地

: 土壌汚染(人為等由来)が存在するおそれがないと認められる土地

臨海部特例区域の土地の要件(汚染が専ら水面埋立て土砂に由来する場合)

要件A(汚染が専ら水面埋立て土砂に由来するものの要件(規則第49条の4第2号)) 次のいずれにも該当すること

- ① 水面埋立てに用いられた土砂が次のいずれかに該当すること
- (1) 大正11年4月10日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄 物が埋め立てられている場所を除く。) であって、当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂であること。
- (2) 大正11年4月9日以前に水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始されたことが明らかな土地(廃棄 物が埋め立てられている場所を除く。)であって、当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂であること。
- (3) (1)又は(2)の土地と隣接する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)であって、(1)又は(2)の 事業と同一の事業により造成が開始された土地における当該(1)又は(2)の造成時の水面埋立てに用いられ た土砂と同一の土砂であること。
- ② 汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地、人為等に由来するおそれがある土地であって汚染のおそれ の区分がない若しくは少ない土地又は土壌汚染状況調査若しくはそれに準じた方法により調査した結果、人 為等に由来する土地でないと認められる土地であること。

要件B(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地であることの要件(規則第49条の5)) (6.2.2参照) 次のいずれにも該当すること

- ① 工業専用地域又は工業専用地域と同等の用途規制が条例により行われている工業港区である。
- ② 当該土地から地下水の下流側にある海域までの間に工業専用地域等以外の地域がない。

図6.2.1-3 汚染のおそれが水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地及び隣接する土地が臨 海部特例区域になるための要件のイメージ

6.2.2 人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地であることの要件

人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地であることの要件は、次のいずれにも該当する ことである(規則第49条の5)。

- ①都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域(港湾法第39条の規定により指定された分区であって、同法第40条の条例により建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(わ)に掲げる建築物を建設することができることが定められている区域を除く。)又は港湾法第39条第3項の工業港区(都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域である区域を除く。)であって、同法第40条の条例により建築基準法第48条第13項に定める同法別表第2(わ)に掲げる建築物を建設してはならないことが定められている区域であること。
- ②施行管理方針の確認に係る土地から海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと。

工業専用地域内の土地であっても、港湾法第39条の規定により指定された分区は、住宅、共同住宅、老人ホームが建築できる可能性があるため、無条件に臨海部特例区域に指定することはできず、工業専用地域と同等の建築制限がかかっている場合のみ指定することができる。一方で、港湾法第39条第3項の工業港区にあっては、工業専用地域外であっても、工業専用地域と同等の建築規制(建築基準法第48条第13項の建築制限がされていること)がなされている場合については、都道府県知事の個別判断により臨海部特例区域への指定が可能である。

②の要件を確認するためには、当該地の地下水流向を把握する必要がある。臨海部における一律の地下水の流動範囲を設定することは困難であることから、少なくとも陸側区域境界付近での地下水流向が判明しており、海側を向いている場合のみ健康被害が生ずるおそれがないといえるため、陸側区域境界付近での地下水流向を把握することが望ましい。陸側区域境界付近での地下水主流向の観測方法の例を図 6. 2. 2-1 に示す。土地の範囲の広さ及び予想される地下水流向の複雑さに応じて臨海部特例区域として申請したい範囲の内陸側の境界付近とその内側に対となる観測井を設け、地下水の水頭勾配により、地下水流向を求めることができる。

申請しようとする土地がすでに形質変更時要届出区域の指定を受けている場合、土壌汚染対策 法上は人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地である。しかし、臨海部特例区域の土地の 要件は、形質変更時要届出区域の指定を受けていることでは満足されず、当該土地の地下水流向 が海域側へ向かっていることを確認することで満足される。

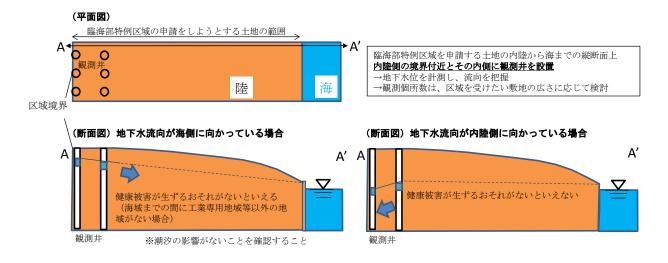


図 6.2.2-1 臨海部特例区域の土地の要件を確認するための地下水流向の観測方法の例

6.3 土地の形質の変更の施行管理方針の確認

施行管理方針は、土地の形質の変更に着手する前に、一定の基準に適合することについて、都道 府県知事の確認を受ける必要がある(通知の記の第4の2(3)③ア(ハ))。

6.3.1 土地の形質の変更の施行管理方針の確認の申請

(1) 施行管理方針の確認申請に至るまでの実施事項

施行管理方針の確認を受けようとする土地の所有者等は、規則第 49 条の 2 に定める申請書に必要な図面及び書類を添付したものを、都道府県知事に提出しなければならない(規則第 49 条の 2) (申請書については 6.3.1 (2) に記載)。ここで、施行管理方針の確認に係る土地が表 6.2.1-1 の臨海部特例区域の土地の要件に該当することを証する書類を添付することとしているが(同条第 2 項第 3 号)、表 6.2.1-1 の要件のうち汚染が専ら自然に由来するものの要件の④と汚染が専ら水面埋立て土砂に由来するものの要件の②に該当することを確認するに当たっては、施行管理方針の確認を受けようとする土地の汚染状態について、形質変更時要届出区域の指定を受けた時点から確認の申請時点までの間の新たな人為等に由来する汚染のおそれの把握を行う必要があることに留意する必要がある。

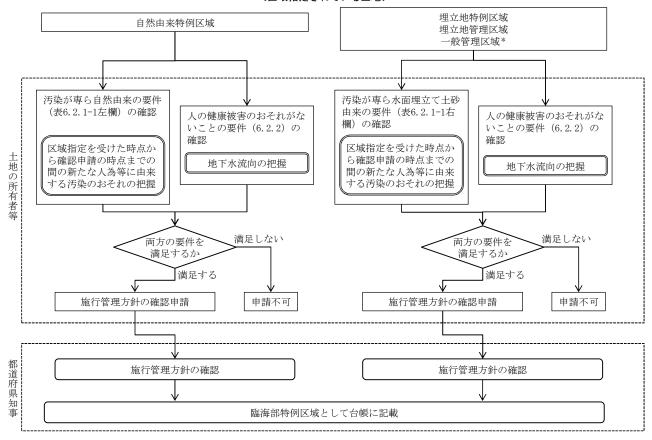
施行管理方針の確認申請は、原則として、既に形質変更時要届出区域(自然由来特例区域又は埋立地特例区域)に指定されている土地について行うことを想定しているが、区域指定されていない土地においても、法第 14 条に基づく指定の申請とともに、施行管理方針の確認の申請のための手続を行うことができる。なお、施行管理方針の確認を受けた土地は、形質変更時要届出区域台帳(通知の記の第4の4(1)参照)において、臨海部特例区域である旨を記載する(通知の記の第4の2(3)③ア(ハ))。

ここで、「法第 14 条に基づく指定の申請とともに、施行管理方針の確認の申請のための手続を行う」場合の指定の申請に係る調査においては、地歴調査の結果により、汚染状態が自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあるとされた特定有害物質について規則第 10条の2又は第 10条の3に定める方法により調査を行うとともに、汚染状態が人為等に由来するおそれがあるとされた特定有害物質がある場合には、当該特定有害物質についても試料採取等の

対象として規則第3条の2から第9条までの方法により調査を行い、人為等に由来する汚染のお それがないことを確認する必要がある。ただし、前者について調査の省略の規定を活用し、後者 について当該特定有害物質を規則第3条第2項第3号の規定に基づき試料採取等の対象としな いことにより(汚染のおそれの程度がない又は少ない場合に限る。)、現に形質変更時要届出区 域に指定されていない土地においても、早期に臨海部特例区域の土地の形質の変更の特例の適用 を受けることも可能となる。このような手続をとる場合にあっては、汚染状態が人為等に由来す るおそれがあるとされた特定有害物質について試料採取等が行われずに形質変更時要届出区域 に指定されたにも関わらず、臨海部特例区域に係る施行管理方針の確認の申請が行われない又は 行われたが確認が完了できなかったという事態を避けるためにも、都道府県知事においては、法 第 14 条に基づく指定の申請と施行管理方針の確認の申請の内容について事前によく土地の所有 者等を指導するとともに、それらの申請を同時に行うなどの指導をされたい。なお、法第 14 条 に基づく指定の申請が行われたが、施行管理方針の確認が行われなかった場合、施行管理方針が 廃止された場合又は施行管理方針の確認が取り消された場合にあっては、試料採取等が行われな かった特定有害物質については、その時点で調査の省略が行われたものとして、第二溶出量基準 及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態(土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果 がある場合にあっては、当該結果に基づく汚染状態)であるとすることが適当である(通知の記 の第4の2(3)③r(n))。

既に形質変更時要届出区域に指定されている土地について、施行管理方針の確認申請を経て臨海部特例区域になるまでの流れを図 6.3.1-1 に示す。臨海部特例区域の汚染に係る土地の要件として、汚染が専ら自然由来の場合と専ら水面埋立て土砂由来の場合の2種類が存在することに応じ、図 6.3.1-1 の流れも、それぞれについて示している。前者は当該確認申請を行おうとする土地が自然由来特例区域の場合が該当し、後者は土地が埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域(一般管理区域としては、表 6.2.1-1 右欄(汚染が専ら水面埋立て土砂に由来するものの要件)の①を満たす土砂で埋め立てられた一般管理区域が該当)の場合に該当する。いずれの場合においても、土地の所有者等は施行管理方針の確認申請を行う前に、申請しようとする土地が臨海部特例区域の土地の要件を満足することを確認するために、区域指定を受けた時点から当該確認申請の時点までの間の新たな人為等に由来する汚染のおそれの把握及び地下水流向の把握等を行う必要がある。

<区域指定されている土地>



*表6.2.1-1右欄(汚染が専ら水面埋立て土砂に由来するものの要件)の①を満たす土砂で埋め立てられた一般管理区域

図 6.3.1-1 区域指定されている土地が臨海部特例区域になるまでの流れ

区域指定されていない土地においても、法第 14 条に基づく指定の申請とともに、施行管理方針の確認の申請を行うことができる。土地の所有者等は、確認申請しようとする土地の汚染が専ら自然由来であると考えられる場合は、図 6.3.1-2 の流れに従い手続を行い、汚染が専ら水面埋立て土砂由来であると考えられる場合は、図 6.3.1-4 の流れに従い手続を行う。都道府県知事は、法第 14 条に基づく指定の申請を受け、当該地を形質変更時要届出区域(図 6.3.1-2 の場合は自然由来特例区域、図 6.3.1-4 の場合は、埋立地特例区域、埋立地管理区域、一般管理区域のいずれか)として指定するとともに、施行管理方針の確認を行い、臨海部特例区域として台帳に記載する。

法第 14 条に基づく指定の申請に係る土壌汚染状況調査の流れを図 6.3.1-3 (施行管理方針の確認申請しようとする土地の汚染が専ら自然由来であると考えられる場合) 及び図 6.3.1-5 (施行管理方針の確認申請しようとする土地の汚染が専ら水面埋立て土砂由来であると考えられる場合) に示す。いずれの場合においても、最初に地歴調査を行い、試料採取等対象物質の決定及び汚染のおそれの由来に応じた土地の区分を行う。

汚染が専ら自然由来であると考えられる場合は(図 6.3.1-3)、調査対象の範囲は「汚染のおそれが自然に由来する土地」に区分される範囲となる。範囲全体について、自然由来汚染調査を実施し、その範囲の中に「汚染のおそれが人為等に由来する土地」がある場合は人為等由来調査、「汚染のおそれが水面埋立て土砂に由来する土地」がある場合は、水面埋立て土砂由来汚染調査を実施する。そして、それぞれの調査結果に基づき、臨海部特例区域の「汚染が専ら自然由来」の要件を満たすかどうかを確認する。

図 6.3.1-5 は、汚染が専ら水面埋立て土砂由来であると考えられる場合の流れを示したもの(公有水面埋立法による埋立地の場合のもの)である。調査対象の範囲は「汚染のおそれが水面埋立て土砂に由来する土地」に区分される範囲となる。範囲全体について、水面埋立て土砂由来汚染調査を実施し、その範囲の中に「汚染のおそれが人為等に由来する土地」がある場合は人為等由来調査、「汚染のおそれが自然に由来する土地」がある場合は、自然由来汚染調査を実施する。そして、それぞれの調査結果に基づき、臨海部特例区域の「汚染が専ら水面埋立て土砂由来」の要件を満たすかどうかを確認する。また、土壌汚染状況調査とは別に廃棄物が埋め立てられていないことの確認(2.9.2参照)も必要である。

図 6.3.1-3 及び図 6.3.1-5 のどちらの場合においても、汚染状態が人為等に由来するおそれがあるとされた特定有害物質の調査において、汚染のおそれが少ないと認められる土地の試料採取等を行わない場合は、規則第 3 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、当該物質は試料採取等の対象としない。当該物質については区域指定対象物質とはならないが、土地の所有者等は当該物質による汚染状態に関する情報を施行管理方針に係る確認申請書や土地の形質の変更届出書(事後届出書)等にも記載するとともに、都道府県知事は、その情報を台帳の添付書類として保管する必要がある。また、これらの情報は、土地の所有者等が臨海部特例区域において認定調査を行う際や区域の廃止に合わせて行う土壌汚染状況調査に準じた調査を行う際にも活用される。廃止に合わせて土壌汚染状況調査に準じた調査を行わないときは、当該物質による汚染状態は第二溶出量基準不適合及び土壌含有量基準不適合であるものとして扱う必要がある。

<区域指定されていない土地>

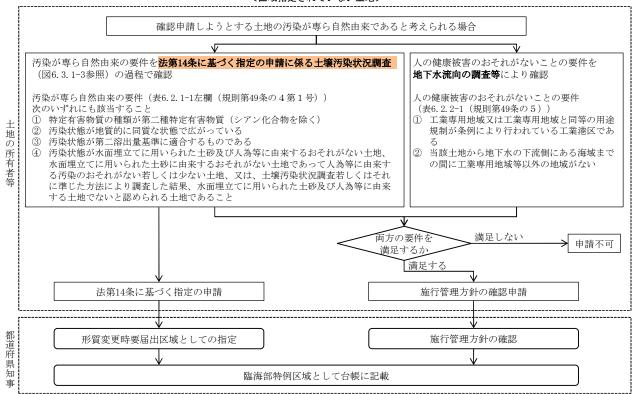


図 6.3.1-2 区域指定されていない土地 (汚染が専ら自然由来であると考えられる土地) が臨海部 特例区域になるまでの手続の流れ

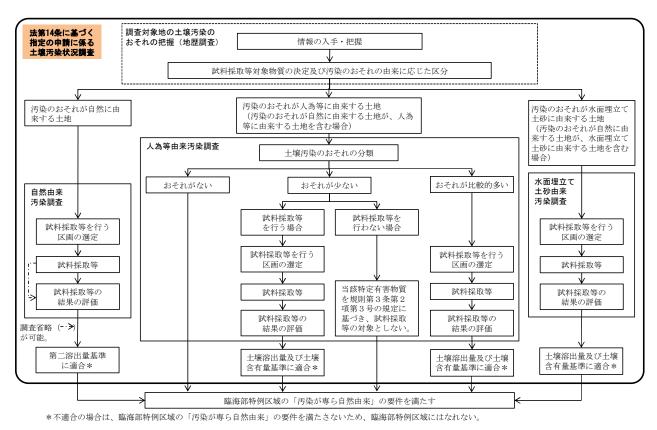


図 6.3.1-3 汚染が専ら自然由来であると考えられる土地における法第 14 条に基づく指定の申請に 係る土壌汚染状況調査の流れ

<区域指定されていない土地>

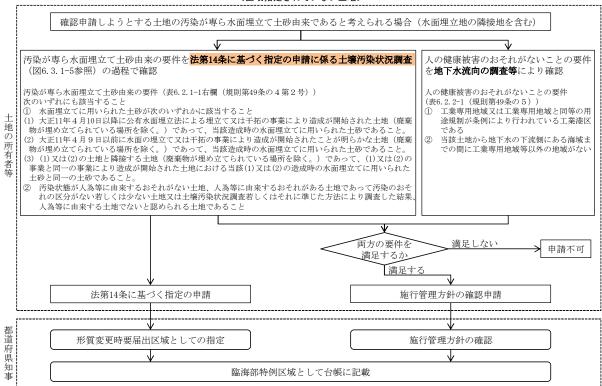
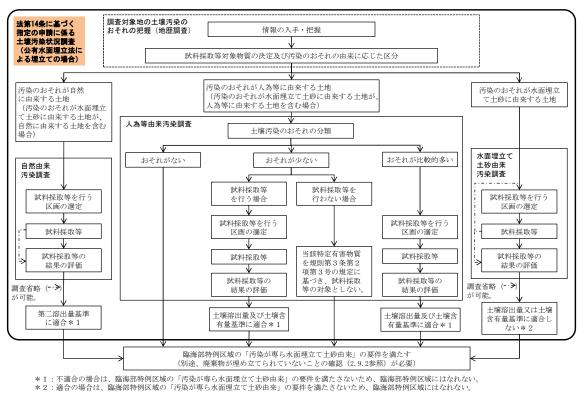


図 6.3.1-4 区域指定されていない土地(汚染が専ら水面埋立て土砂由来であると考えられる土地) が臨海部特例区域になるまでの手続の流れ

専ら水面埋立(公有水面埋立法による埋立て)



*2: 適合の場合は、臨海部特例区域の「汚染か専ら水面埋立て土砂由来であると考えられる土地(公有水面埋立法による埋立図 6.3.1-5 汚染が専ら水面埋立て土砂由来であると考えられる土地(公有水面埋立法による埋立

図 0.3.1-3 / 汚来が与ら水面壁立て工砂田米でめると考えられる工地(公有水面壁立法による壁立 ての場合)における法第 14 条に基づく指定の申請に係る土壌汚染状況調査の流れ

(2) 施行管理方針に係る確認申請書

施行管理方針の確認を受けようとする土地の所有者等は、表 6.3.1-1 の左欄に示す事項を記載した申請書に右欄に示す図面及び書類を添付したものを、都道府県知事に提出しなければならない(規則第49条の2、通知の記の第4の2(3)③ア(ハ))。

表 6.3.1-1 施行管理方針に係る確認申請書の記載事項及び添付書類

A. 記載事項

(規則第49条の2第1項)

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名
- ②法第 12 条第 1 項第 1 号の土地の形質の変更の 施行管理方針の確認に係る形質変更時要届出 区域の所在地
- ③規則第 49 条の 3 第 1 項第 2 号の表の上欄及び 中欄に掲げる土地の区分並びに当該土地の区 分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の 形質の変更の施行方法

(詳細は6.3.2(1)を参照)

④土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録 及びその保存の方法

(詳細は 6.3.2 (2) を参照)

- ⑤施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定 有害物質による汚染状態が人為等に由来する ことが確認された場合における対応方法
- ⑥土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、 特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液 体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡 大が確認された場合における対応方法
- ⑦前各号に掲げるもののほか、土地の所有者等が 自主的に実施する事項その他都道府県知事が 必要と認める事項

- B. 添付する図面及び書類(規則第49条の2第2項)
- ①施行管理方針の確認に係る土地の周辺の地図
- ②施行管理方針の確認に係る土地の場所を明ら かにした図面
- ③施行管理方針の確認に係る土地が規則第 49 条 の4及び第 49 条の5に規定する要件に該当す ることを証する書類
- ④施行管理方針の確認に係る土地を規則第 49 条の3第1項第2号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面

(詳細は6.3.2(1)を参照)

- ⑤申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所 有者等であることを証する書類
- ⑥施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外 の所有者等がいる場合にあっては、これらの所 有者等全員の当該申請することについての合 意を得たことを証する書類

「A. 記載事項③」の「土地の区分並びに当該土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法」及び「B. 添付する図面及び書類④」の「土地に区分した図面」については、6.3.2(1)に記載する。また、「A. 記載事項④」の「土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法」については、6.3.2(2)に記載する。

「B. 添付する図面及び書類③」の「規則第 49 条の 4 及び第 49 条の 5 に規定する要件に該当することを証する書類」とは、汚染が専ら自然又は水面埋立て土砂に由来することを証する書類、及び人の健康被害がないことを証する書類のことである。既に形質変更時要届出区域に指定されている土地の場合は、図 6.3.1-1 に示す「区域指定を受けた時点から確認申請の時点までの間の

新たな人為等に由来する汚染のおそれの把握」及び「地下水流向の把握」の結果等が該当する。 一方、区域指定されていない土地の場合は、図 6.3.1-2~6.3.1-5 に示す法第 14 条申請に係る土 壌汚染状況調査で把握できる情報(汚染が専ら自然由来の要件、専ら水面埋立て土砂由来の要件 に係る情報)及び地下水流向の調査の結果等が該当する。

6.3.2 土地の形質の変更の施行管理方針に係る基準

当該基準には、土地の形質の変更の施行方法に関する方針(以下「施行方針」という。)に係る 基準及び土地の形質の変更の管理方法に関する方針(以下「管理方針」という。)に係る基準があ り、それぞれ規則第49条の3第1項及び第2項に規定するとおりである(規則第49条の3)(通 知の記の第4の2(3)③ア(ハ))。

(1) 土地の形質の変更の施行に関する方針の基準

施行方針に係る基準は、確認の対象となる土地の汚染の由来を、自然由来又は水面埋立てに用いられた土砂由来に区分(水面埋立てに用いられた土砂由来についてはさらに埋立ての時期により区分)した上で、前述の形質変更時要届出区域の指定を受けた時点から確認の申請時点までの間の新たな人為等に由来する汚染のおそれの把握の結果(法第14条に基づく指定の申請とともに施行管理方針の確認の申請を行う場合であって、人為等由来の汚染のおそれについて試料採取等を行っていない場合にあっては、申請時点における人為等に由来する汚染のおそれの把握の結果)をもとに人為等由来の汚染のおそれ(人為等由来の汚染のおそれがない又は少ない)に応じて区分し、その区分に応じた土地の形質の変更の施行方法(自然由来特例区域の施行方法、埋立地特例区域の施行方法、埋立地管理区域の施行方法又は一般管理区域の施行方法)とすることとした(規則第49条の3第1項)(通知の記の第4の2(3)③ア(ハ))。

ここでの「区分」とは、確認の対象となる土地を表 6.3.2-1 の左欄及び中欄に掲げる土地に区分することであり (規則第 49 条の 3 第 1 項第 1 号)、「その区分に応じた土地の形質の変更の施行方法」とは、同表右欄に掲げる施行方法のことである (規則第 49 条の 3 第 1 項第 2 号)。

表 6.3.2-1 土地の区分に応じた施行方法 (規則第 49 条の 3 第 1 項第 2 号)

表 6.3.2-1 土地の区分に応	じた施行方法 (規則第 49 条の3第	Ⅰ 垻 昻 ឧ 写 <i>/</i> 			
土地の区分					
施行管理方針の確認に係る土地	土地の土壌の汚染状態が人為等に 由来するおそれがない土地又は人 為等に由来するおそれがある土地 であって汚染のおそれがないと認 められる土地若しくは汚染のおそ れが少ないと認められる土地*1	土地の形質の変更の 施行方法			
1 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が自然に由来する土地	①人為等に由来するおそれがない 土地又は人為等に由来するおそれがある土地であって汚染のお それがないと認められる土地 ②人為等に由来するおそれがある 土地であって汚染のおそれが少 ないと認められる土地	第 53 条第 2 号から第 4 号 までに定める基準に適合 する施行方法 (自然由来特例区域) 第 53 条各号に定める基準 に適合する施行方法 (一般管理区域)			
2 土地の土壌の特定有害物質による汚 染状態が昭和52年3月15日以降に公 有水面埋立法による埋立て若しくは干 拓の事業により造成が開始された土地 (廃棄物が埋め立てられている場所を	③人為等に由来するおそれがない 土地又は人為等に由来するおそ れがある土地であって汚染のお それがないと認められる土地	第 53 条第 2 号から第 4 号 までに定める基準に適合 する施行方法 (埋立地特例区域)			
除く。) 又は大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地(当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三掲げる特定有害物質による汚染状態が出土壌溶出量基準及棄物が埋め立て、当該土地(廃棄物が埋め立て、当該土地であって、当該土地であって、当該土地であって、当該土地が第二次出量基準に適合する土地	④人為等に由来するおそれがある 土地であって汚染のおそれが少 ないと認められる土地	第 53 条第1号ロの環境大 臣が定める基準に適合す る施行方法及び第 53 条第 2号から第4号までに定 める基準に適合する施行 方法 (埋立地管理区域)			
3 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が大正 11 年 4 月 10 日から公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(2の項を除く。)の土壌に由来する土地	⑤人為等に由来するおそれがない 土地又は人為等に由来するおそ れがある土地であって汚染のお それがないと認められる土地若 しくは汚染のおそれが少ないと 認められる土地	第 53 条第1号ロの環境大 臣が定める基準に適合す る施行方法及び第 53 条第 2号から第4号までに定 める基準に適合する施行 方法 (埋立地管理区域)			
4 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が大正11年4月9日以前に埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地の土壌に由来する土地 *1:「人為等に由来するおそれがない土	⑥人為等に由来するおそれがない 土地又は人為等に由来するおそれがある土地であって汚染のおそれがないと認められる土地若しくは汚染のおそれが少ないと認められる土地	第 53 条各号に定める基準に適合する施行方法(一般管理区域)			

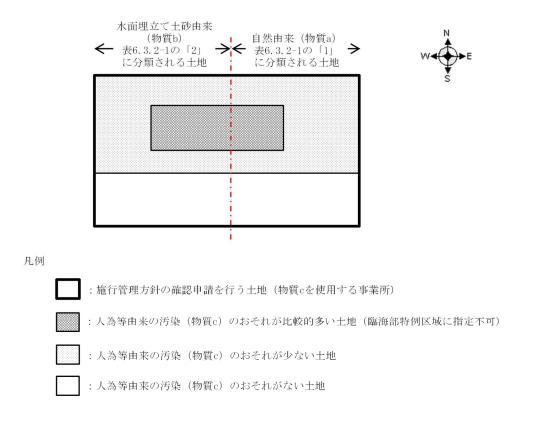
*1:「人為等に由来するおそれがない土地」とは、規則第3条第6項における汚染の由来による区分の結果、「人為等に由来するおそれがない土地」と判断された土地である。一方、「人為等に由来するおそれがある土地であって汚染のおそれがないと認められる土地」とは、規則第3条第6項における汚染の由来による区分の結果、「人為等に由来するおそれがある土地」と判断された土地であるが、規則第3条の2の土壌汚染のおそれの分類において、「基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地」のことである。

土地の所有者等は、確認申請書(表 6.3.1-1)の「A. 記載事項③」の「土地の区分並びに当該 土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法」及び「B. 添付する 図面及び書類④」の「土地に区分した図面」を、施行方針に係る基準に基づき記載、作成する。 図 6.3.2-1 に示す汚染状態の土地の施行管理方針の確認申請を行う際の「A. 記載事項③」及び 「B. 添付する図面及び書類④」の例を図 6.3.2-2 に示す。

図 6.3.2-1 の土地は、物質 a による汚染状態が自然に由来する土地(表 6.3.2-1 の「1」に分類される土地)と物質 b による汚染状態が水面埋立て土砂に由来する土地(表 6.3.2-1 の「2」に分類される土地)から成り、そこに事業活動で物質 c を使用する事業所が立地しているとする。また、物質 a 及び物質 b については土壌溶出量基準不適合及び土壌含有量基準適合、物質 c については規則第3条第2項第3号の規定により試料採取等の対象としなかったものとする。

図 6.3.2-2 の平面図は、図 6.3.2-1 の土地を表 6.3.2-1 の土地の区分に基づきエリア分けしたものであり、上記の「B. 添付する図面及び書類④」の図面に相当する。また、図 6.3.2-2 の表は、各エリアの土地の区分及び汚染状態とそれに応じた施行方法を示しており、上記の「A. 記載事項③」に相当するものである。エリア A は、汚染状態が自然に由来する土地、かつ物質 c による人為等由来の汚染のおそれが少ない土地であり、物質 a により汚染された状態である。施行方法は、表 6.3.2-1 に基づき、一般管理区域の方法が適用される。同様にエリア B. エリア C. エリア D に対しては、それぞれ自然由来特例区域、埋立地管理区域、埋立地特例区域の施行方法が適用される。

施行管理方針の確認申請を行う土地の汚染状態 (汚染状態(物質a)が自然由来の土地と汚染状態(物質b)が水面埋立て土砂由来の土地から 成る土地の全域に、事業活動で物質cを使用する事業所が立地)

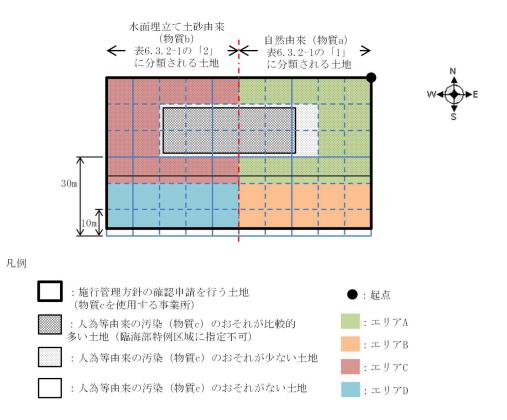


各物質による汚染状態は下記のとおりとする。

自然由来の物質aによる汚染状態は、物質aの土壌溶出量基準不適合及び土壌含有量基準適合である。 埋立由来の物質bによる汚染状態は、物質bの土壌溶出量基準不適合及び土壌含有量基準適合である。

図 6.3.2-1 施行管理方針の確認申請を行う土地の汚染状態

施行管理方針の確認申請を行う土地(物質cを使用する事業所)をエリア分けした図



各エリアの土地の区分及び汚染状態とそれに応じた施行方法

エリア名	土地の区分	汚染状態*1	区域の種類 及び 施行方法
エリアA	自然由来(表 6.3.2-1 の「1」)かつ 人為等由来の汚染のおそれが少ない土地	物質 a: 状態 p	一般管理区域
エリアB	自然由来(表 6.3.2-1 の「1」)かつ 人為等由来の汚染のおそれがない土地	物質 a: 状態 p	自然由来特例区域
エリア C	水面埋立て土砂由来 (表 6.3.2-1 の「2」) かつ 人為等由来の汚染のおそれが少ない土地	物質 b: 状態 p	埋立地管理区域
エリア D	水面埋立て土砂由来(表 6.3.2-1 の「2」) かつ 人為等由来の汚染のおそれがない土地	物質 b: 状態 p	埋立地特例区域

* 1

状態 p: 土壌溶出量基準不適合及び土壌含有量基準適合

図 6.3.2-2 施行管理方針の確認申請を行う土地の各エリアの土地の区分及び汚染状態とそれに応じた施行方法の記載例

(2) 土地の形質の変更の管理に関する方針の基準

管理方針に係る基準は、土地の形質の変更に係る事項を記録し、その記録を土地の所有者等が5年間保存することが定められていることとした。土地の形質の変更に係る事項(規則第49条の3第2項第1号)を表6.3.2-2に示す。

表 6.3.2-2 土地の形質の変更に係る事項

土地の形質の変更に係る事項(規則第49条の3第2項第1号)

- ①土地の形質の変更の種類
- ②土地の形質の変更の場所
- ③土地の形質の変更の施行方法
- ④土地の形質の変更の着手日及び完了日(土地の形質の変更を施行中である場合にあっては 完了予定日)
- ⑤土地の形質の変更の範囲及び深さ
- ⑥土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体 の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等、地下への浸透又は地下水汚 染の拡大を確認した場合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止 するために実施した措置
- ⑦施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態

なお、当該事項のほかに、地下水モニタリングの実施等、都道府県知事との協議により必要とされた事項がある場合には、都道府県知事は土地の所有者等に当該事項を記載するよう指導されたい(通知の記の第4の2(3)③r(n)。

記録の対象となる行為は、全ての土地の形質の変更(土壌の区域内における移動、区域外からの搬入及び区域外への搬出を含む。)とするが、事後届出の対象外となる通常の管理行為、軽易な行為については記録の対象としないことは可能である。ただし、これらの行為を記録の対象としなかった場合は、臨海部特例区域の適用をやめる際の汚染の状況の確認に活用できなくなることに留意されたい。また、土地の所有者等と土地の形質の変更を行う者が異なる場合は、土地の形質の変更を行う者に記録させることが定められている必要があり、記録は土地の所有者等が保存する必要がある(通知の記の第4の2(3)③T(n)。

表 6.3.2-3 の事項のうち、下欄③以外は、6.4.1 に後述する 1 年ごとの事後届出(様式 17)の記載事項と同じである。事後届出の記載例は、図 6.4.1-1 に示すとおりであるが、これに下欄⑤の情報を追加すれば、表 6.3.2-3 の全ての事項を網羅した記録形式となる。

表 6.3.1-1 の施行管理方針に係る確認申請書の「A. 記載事項④」の「土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法」としては、上記の記録形式や記録及び保存を行う者の氏名又は名称等を記載する。

6.4 土地の形質の変更に関する事項の事後届出

臨海部特例区域において土地の形質の変更を行った者は、1年ごとに、その期間中に行った土地の形質の変更の種類、場所、その他規則第52条の4に定める事項を都道府県知事に届け出なければ

ならないこととした(法第12条第4項、規則第52条の2、第52条の3及び第52条の4)。なお、通常の管理行為、軽易な行為等は、従前より事前の届出を要さないものであることから、必ずしも当該1年ごとの事後届出に含める必要はない。ただし、規則第52条の2第3項及び第52条の4第2項において、通常の管理行為、軽易な行為等を含めた土壌の移動等を踏まえた汚染状態を明らかにした図面を添付することができるとしており、これにより、臨海部特例区域の適用をやめる際の汚染の状況の確認に活用することができることとなる(規則第52条の2第3項、第52条の4第2項)(通知の記の第4の2(3)③ア(=))。

確認を受けた土地において人為等に由来する汚染が確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に汚染の拡散が確認された場合には、土地の所有者等はその詳細について都道府県知事に届け出なければならないこととした(規則第52条の5)。この届出は、汚染の拡散が確認された後、速やかに行う必要がある。なお、これらの汚染が確認された範囲については臨海部特例区域の要件を満たさなくなることから、都道府県知事においては、規則第52条の6に基づき当該範囲を施行管理方針の対象から削除する申請を行うよう指導するか、当該範囲が施行管理方針に係る土地の全部を含む場合にあっては、規則第52条の8に基づき施行管理方針の確認を取り消すこととされたい(通知の記の第4の2(3)③ア(ホ))。

図 6. 4-1 に土地の形質の変更に関する届出の流れを示す。臨海部特例区域においては、土地の形質の変更の届出(規則様式第 17) は 1 年ごとに行うが、人為等に由来する汚染が確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に汚染の拡散が確認された場合は、その場所、特定有害物質の種類、年月日、汚染拡大防止措置について記載した届出書(規則様式第 18、規則第 52 条の 5) を速やかに都道府県知事に提出する必要がある。

なお、汚染土壌を区域外へ搬出する場合の届出(法第16条第1項)は事後届出ではなく、汚染土 壌の搬出に着手する14日前までに都道府県知事に提出する必要があることに注意されたい。

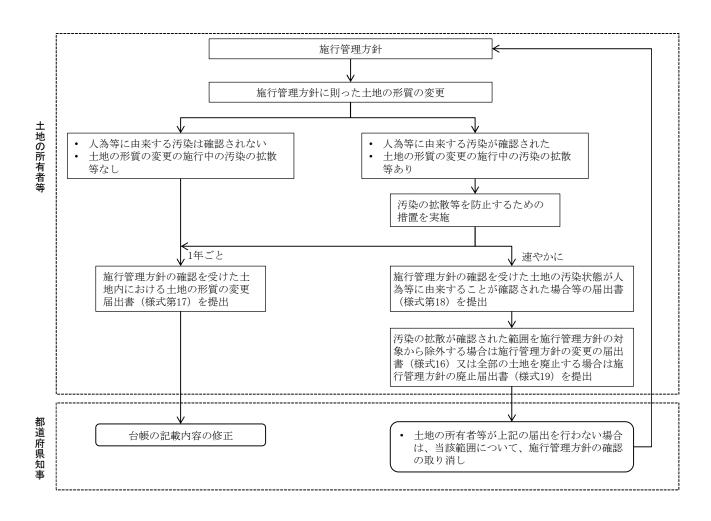


図 6.4-1 土地の形質の変更に関する届出の流れ

6.4.1 施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書

土地の形質の変更の事後届出(第12条第4項の届出)は、規則様式第17による届出書を提出して行うものとする(規則第52条の2第1項)。届出書の記載事項及び添付書類は表6.4.1-1に示すとおりである。

規則様式第 17 に沿った届出書の記載例を図 6.4.1-1 に示す。複数回の土地の形質の変更の内容について届出することになるため、記載事項は表形式に整理した。

同図中の工事①は、基礎構造物構築のための掘削である。工事①の範囲は自然由来特例区域のため、施行方法はそれに応じた方法である。施行中の特定有害物質等の飛散、区域指定時に行った土壌汚染状況調査における最大形質変更深さより1mを超える深さの形質の変更、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌の使用はなかったことから、これら全ては「無」としている。掘削に伴い発生した土壌は、区域外へ搬出したことから、搬出の開始14日前までに届出を提出した旨を欄外に記載した。

同図中の工事②は、液状化対策のための地盤改良である。工事②の範囲は、公有水面埋立地であるが、人為等由来の汚染のおそれの少ない土地であるため、埋立地管理区域の施行方法を採用している。区域指定時に行った土壌汚染状況調査における最大形質変更深さより1mを超える深さの土地の形質の変更は「有」としている。埋立地特例区域の指定を受けた時の土壌汚染状況調査において深さの限定をしている場合であって、地盤改良の深さが調査の深さを超える場合が該当する。この場合、土地の形質の変更前にその深度範囲についての土壌汚染状況調査に準ずる調査が必要であり、調査結果により施行管理方針の変更がないことを証するためにも調査結果(汚染状態を明らかにした図面)の添付が必要である。

届出書には、通常の管理行為、軽易な行為等を含めた土壌の移動等を踏まえた汚染状態を明らかにした図面を添付することができるとしている(表 6.4.1-1 最下欄の規則第 52 条の 2 第 3 項、第 52 条の 4 第 2 項)(通知の記の第 4 の 2 (3)③ア(二))。通常の管理行為、軽易な行為等については、従前より事前の届出を要さないものであることから、必ずしも当該 1 年ごとの事後届出に含める必要のない行為である。また、土壌の移動(区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出)を行った場合の、当該土壌の量、当該土壌の移動又は土壌の搬入若しくは土壌の搬出を行った場所等についても、必ずしも事後届出に含めるべき情報ではないが、届出書にこれらの情報を記載すれば台帳に記録が残る(規則第 58 条第 7 項第 5 号二)。この記録があれば、当該地の汚染状態が把握できているため、臨海部特例区域の適用をやめる際に、土地の所有者等が規則第 52 条の 7 第 3 項の規定に基づき規則第 3 条から第 15 条までに定める方法(土壌汚染状況調査の方法)に準じた方法により調査する場合は、その汚染状態に応じた調査を行うことができる。一方、記録を残さない場合であって臨海部特例区域の適用をやめる際に、土地の所有者等が土壌汚染状況調査の方法に準じた方法により調査する場合は、汚染状態が不明の条件で調査を実施することになるため、調査対象とする特定有害物質の種類が増加するなどのデメリットが生じる。

ただし、通常の管理行為、軽易な行為等を含めた土壌の移動等について届出を行わない場合でも、表 6.3.2-1 の土地の区分が変更になる行為を行う場合は、土地の所有者等は事前に施行管理方針の変更届出書を提出する必要があることに留意されたい。表 6.3.2-1 の土地の区分に応じて、施行方法の基準も変更されることとなる。(6.5.1 を参照)

表 6.4.1-1 施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書 (規則様式第 17) の記載事項及び添付書類

記載事項

(規則第52条の4第1項)

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名
- ②土地の形質の変更を行った形質変更時要届出 区域の所在地
- ③土地の形質の変更の施行方法
- ④土地の形質の変更の着手日
- ⑤土地の形質の変更の完了日
- ⑥土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、 特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液 体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡 大の有無及び当該飛散等、地下への浸透又は地 下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、次 条の届出の日及び当該飛散等、地下への浸透又 は地下水汚染の拡大を防止するために実施し た措置
- ⑦土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしたときにあっては、第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- ⑧自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

(規則第52条の4第2項)

施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行った場合にあっては、その旨、当該土壌の量、当該土壌の移動又は土壌の搬入若しくは土壌の搬出を行った場所並びに第40条第2項第3号に定める方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる

添付する図面及び書類

(規則第52条の2第2項)

- ①法第 12 条第 4 項の期間の開始の日から当該期間の終了の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ②土地の形質の変更の施行方法を明らかにした 平面図、立面図及び断面図
- ③土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしたときにあっては、第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ④自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
- i) 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類
- ii) 当該自然由来等形質変更時要届出区域内の 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態 を明らかにした図面
- iii) 土地の形質の変更をした者が当該土地の 所有者等でない場合にあっては、自然由来等 形質変更時要届出区域から搬出された自然 由来等土壌を使用したことについての当該 土地の所有者等の同意書

(規則第52条の2第3項)

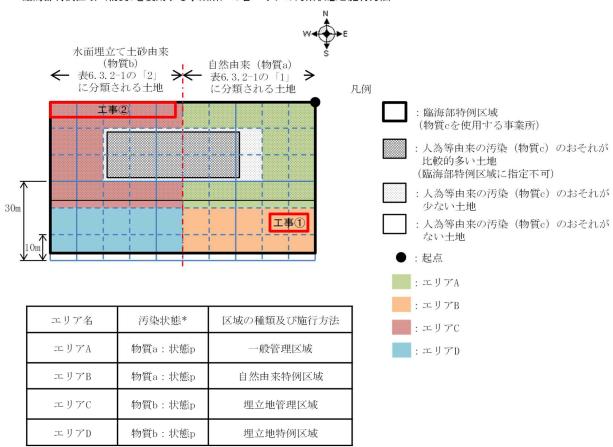
施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土 壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは 区域外への土壌の搬出を行った場合にあっては、 当該区域の土壌の特定有害物質による汚染状態 を明らかにした図面を添付することができる

土地の形質の変更			区域指定時の土	自然由来等形質		
種類	場所	施行方法	着手日	施行中の特定	壤汚染状況調査	変更時要届出区
			完了日	有害物質等の	における最大形	域から搬出され
				飛散等の有無	質変更深さより	た自然由来等土
					1mを超える深	壌の使用の有無
					さの形質の変更	
					の有無	
施設増設に伴		自然由来特例				
う基礎構造物	工事①	区域の施行方	2019/7/1	無	無	無
構築のための	工事①	とない旭日の法	2019/8/31	<i>7.11</i>	<u> </u>	VIII.
掘削*1		伍				
護岸近傍地盤		抽字单数抽页				
の液状化対策	工事①	埋立地管理区域	2019/10/1	無	有 (調本は単は別	無
のための地盤	工事②	·	2019/12/20	71/4	(調査結果は別	////
改良*2		の施行方法			紙参照)	

*1:掘削に伴い区域外への土壌の搬出を実施(2019年6月3日に汚染土壌の区域外搬出届出書(法第16条 第1項)を提出)

*2:区域外への土壌の搬出はなし

臨海部特例区域(物質cを使用する事業所)の各エリアの汚染状態と施行方法



* 状態p:土壌溶出量基準不適合及び土壌含有量基準適合

図 6.4.1-1 土地の形質の変更の届出書の記載例

6.4.2 施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等 の届出書

土地の所有者等は、施行管理方針の確認を受けた土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が 人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定 有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が 確認された場合に、その詳細について都道府県知事に届け出なければならないことは前述したと おりである。届出書の記載事項及び添付する図面を表 6.4.2-1 に示す (規則第52条の5)。

表 6.4.2-1 施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された 場合等の届出書(規則様式第 18)の記載事項及び添付図面

記載事項

(規則第52条の5第1項)

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名
- ②施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更 時要届出区域の所在地
- ③人為等に由来することが確認された土地の場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された土地の場所
- ④人為等に由来することが確認された土地の土 壌の特定有害物質の種類又は飛散等、地下への 浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された 特定有害物質の種類
- ⑤人為等に由来することが確認された年月日又 は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の 拡大が確認された年月日
- ⑥飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が 確認された場合にあっては、当該飛散等、地下 への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するた めに実施した措置

添付する図面

(規則第52条の5第2項)

土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に 由来することが確認された場所又は基準不適合 土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む 液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡 大が確認された場所を明らかにした図面を添付 しなければならない

6.5 土地の形質の変更の施行管理方針の変更等

6.5.1 土地の形質の変更の施行管理方針の変更

土地の所有者等は、既に確認を受けた方針について、内容の変更(土地の範囲の変更、確認後に行われた土地の形質の変更等を踏まえた土地の汚染状態の変化を反映した施行方針の変更等)をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事に対して方針の変更内容を届け出て都道府県知事の確認を受ける必要がある。なお、土地の汚染状態の変化を反映した施行方針の変更をする場合にあっては、都道府県知事は当該確認に係る土地について汚染の状況を踏まえて、台帳の記載内容を修正することとなる。

また、土地の所有者等の変更等、土地の形質の変更に係る施行方法の変更を伴わない事項については、変更後に遅滞なく都道府県知事に届け出る必要がある(規則第52条の6)(通知の記の第4の2(3)③ア(ホ))。

施行管理方針を変更する場合の手続の流れを図 6.5.1-1 に示す。あらかじめ届出が必要な事項は、施行管理方針の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地(規則第 49 条の 2 第 1 項第 2 号)及び土地の区分並びに当該土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法(規則第 49 条の 2 第 1 項第 3 号)である。

ここでの「土地の区分」とは、表 6.3.2-1 の左欄及び中欄により区分けされる 6 種類の土地の区分を指す。また、「土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法」とは、 6 種類の土地の区分に対応する同表右欄に掲げる施行方法のことである。 具体的には、図 6.3.2-2 に示す各エリアの「土地の区分」を当初の方針から変更する場合(例えば、図 6.3.2-3 や図 6.3.2-4 の状態への変更)は、あらかじめ届出が必要である。通常は、土地の所有者等が土壌の移動等の利便性を考慮してエリアの「土地の区分」を変更することが考えられるが、土地の利用方法の変化(例えば、特定有害物質使用施設の新設等による人為等由来の汚染のおそれの変化)によってもエリアの「土地の区分」の変更が必要となり、あらかじめ届出が必要となるため留意を要する。

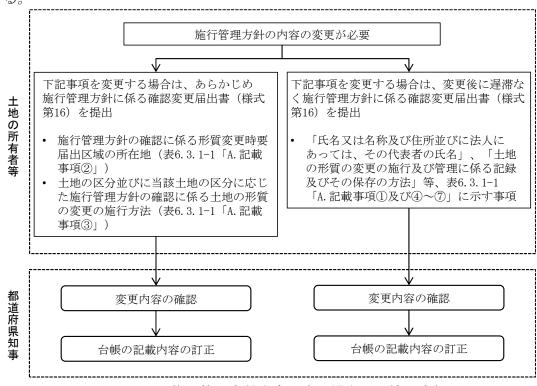


図 6.5.1-1 施行管理方針を変更する場合の手続の流れ

6.5.2 土地の形質の変更の施行管理方針の廃止

土地の所有者等が、臨海部特例区域の全部又は一部について、臨海部特例区域以外の形質変更時要届出区域への変更を希望する場合は、都道府県知事に対して方針の廃止の届出を行う必要がある。その場合、臨海部特例区域の適用をやめる土地における施行及び管理の実績(土地の形質の変更の記録、土壌の移動の記録)を提出する必要がある。都道府県知事は、臨海部特例区域の適用をやめる土地について、それらの提出書類により確認できた汚染の状況に応じて、台帳の記載内容を自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域に修正することとなる(規則第52条の7)(通知の記の第4の2(3)③ア(ホ))(図6.5.2-1参照)。

施行管理方針を廃止の届出書(様式第19)の記載事項及び添付する図面を表6.5.2-1に示す。

表 6.5.2-1 施行管理方針の廃止届出書(様式第 19)の記載事項及び添付図面

記載事項	添付する図面
(規則第52条の7第1項)	(規則第 52 条の 7 第 2 項)
①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、	法第 12 条第4項の期間の開始の日から廃止の日
その代表者の氏名	までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行
②施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更	管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物
時要届出区域の所在地	質による汚染状態を明らかにした図面を添付し
③施行管理方針を廃止する場所	なければならない
④施行管理方針の確認を受けた年月日	
⑤施行管理方針の廃止予定年月日	
⑥施行管理方針を廃止する理由	
⑦施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定	
有害物質による汚染状態	
⑧施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定	
有害物質による汚染状態が人為等に由来する	
汚染のおそれがある場合にあっては、当該特定	
有害物質の種類	

土地の所有者等からの廃止届出書の提出を受け、都道府県知事はその土地が臨海部特例区域でなくなったことが分かるよう台帳の記載内容の訂正を行う。また、区域の種類(自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域)については、基本は廃止前の区域の種類を引き継ぐことになるが、施行管理方針の廃止に合わせて、土地の所有者等が規則第52条の7第3項の規定に基づき規則第3条から第15条までに定める方法(土壌汚染状況調査の方法)に準じた方法により調査した場合は、都道府県知事は調査により判明した汚染状態に基づき台帳の記載内容の訂正を行うことになる。

6.5.3 土地の形質の変更の施行管理方針の確認の取消し

都道府県知事は、確認を受けた方針に反する行為が行われ、かつ、形質の変更の事前届出が行われていないと認めるとき、又は確認の前提となる要件(法第 12 条第 1 項第 1 号イ及びロ)を欠くに至ったときは、当該確認を取り消すことができることとした。この場合においても都道府県知事は当該確認に係る土地について汚染の状況を把握し、台帳の記載内容を修正することとなる(規則第 52 条の 8)(通知の記の第 4 の 2 (3) ③7 (4))(図 6.5.3-1 参照)。

また、「6.4」に示したとおり、確認を受けた土地において人為等に由来する汚染が確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に汚染の拡散が確認された場合においては、都道府県知事は土地の所有者等からの届出(規則第52条の5)を受け、当該範囲を施行管理方針の対象から削除する申請を行うよう指導するか、当該範囲が施行管理方針に係る土地の全部を含む場合にあっては、規則第52条の8に基づき施行管理方針の確認を取り消すこととなる(通知の記の第4の2(3)③ア(ホ)) (図 6.5.3-1 参照)。

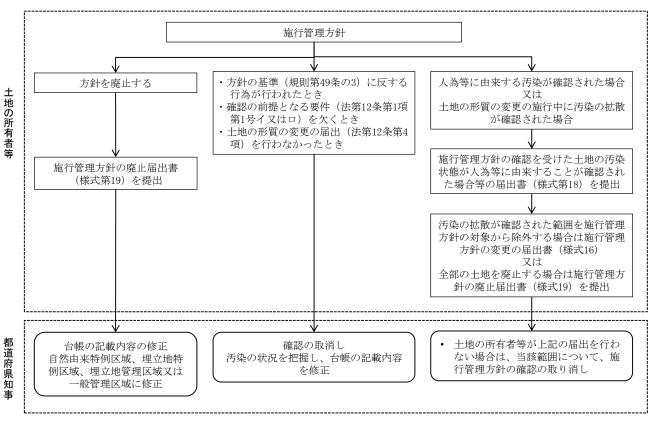


図 6.5.3-1 土地の形質の変更の施行管理方針の廃止等に関わる手続の流れ

6.6 台帳記載事項

臨海部特例区域に係る台帳記載事項については、現行の記載事項及び添付書類に加えて、臨海部特例区域である旨を帳簿に記載するとともに、臨海部特例区域の範囲を明らかにした図面等を添付することとした(規則第58条第5項第13号、第7項第5号)(通知の記の第4の2(3)③ア(ヘ))。

具体的には、次に掲げる図面及び書類である(規則第58条第7項第5号)。

- ①施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面
- ②施行管理方針の確認に係る土地を第 49 条の3第1項第2号の表の上欄及び中欄に掲げる土地 に区分した図面
- ③施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合にあっては、土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面
- ④施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは 区域外への土壌の搬出を行った場合であり、第 52 条の 2 第 3 項の規定により図面を添付した ときは、当該区域の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面